

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会規約

改正 令和5年6月26日

(名 称)

第1条 本組織は、北海道・札幌市海外展開連携推進協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、北海道と札幌市が連携して、海外事務所、海外駐在員及び現地のネットワークを活用し、道産の製品、技術及びサービスに関して成長著しい海外市場への参入を促進することにより、道内企業等の輸出拡大を支援し、北海道経済の活性化と地方創生を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 海外市場を開拓するための現地調査、道内企業等への情報提供及び人的交流の促進に係る事業
- (2) 道内企業等の海外展開に向けた展示会の出展等プロモーションの支援に係る事業
- (3) 道内企業等の海外市場進出に向けた商流・物流の開拓・促進に係る事業
- (4) 道内企業等の輸出促進に向けた掘り起こし及び情報収集に係る事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 本協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

- 2 本協議会の会長、副会長は総会において互選により選出する。

(事業の実施)

第5条 本協議会の事業を効果的に実施するため、海外拠点若しくは現地のネットワークを有する金融機関及び海外展開支援機関（以下、「参加機関」という。）の参加協力を得ることとする。

- 2 前項の目的を達成するため、海外展開連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置することができる。
- 3 推進会議においては、第3条に規定する事業のほか、広く道内企業の輸出拡大や海外からの投資受入等について、参加機関の相互の協力体制の構築に努めることとする。
- 4 推進会議の参加機関は別に定める。

(総 会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長又は副会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の招集)

第7条 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第8条 総会において、北海道経済部経済企画局国際経済担当局長及び札幌市経済観光局産業振興部長は、各1個の議決権を有する。

2 総会においては、前条によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長は議決を留保し、参加機関や産業団体などの意見を踏まえ、次回の総会に再び提案できるものとする。

(総会の機能)

第9条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 本協議会規約の変更に関すること。
- (4) 本協議会の解散に関すること。
- (5) 構成員の除名及び役員解任に関すること。
- (6) その他本協議会の運営に係る重要な事項に関すること。

(書面又は代理人による表決)

第10条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本協議会に提出しなければならない。

(事業年度)

第11条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 本協議会の事業計画及び収支予算は、各年度の事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第13条 本協議会の事業報告及び収支決算は、各年度の事業終了後に総会の議決を得なければならない。

(資金)

第14条 本協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 負担金
- (2) その他の収入

(負担金の割合)

第15条 北海道及び札幌市は均等に負担金を支出する。

(事務局)

第16条 本協議会の事務を処理するため、本協議会に事務局を置く。

2 本協議会の運営等事務処理に必要な規程については別に定める。

(剰余金)

第17条 剰余金は、事業年度毎に北海道及び札幌市がそれぞれ所管する実施事業別に精算し返納するものとする。なお、北海道及び札幌市双方で所管する実施事業の剰余金は折半とし、端数が生じた場合は会長の属する方へ返納する。

(欠損金)

第18条 欠損金が生じた場合は、北海道及び札幌市が負担する。欠損金の負担額については、北海道及び札幌市双方協議の上、決定するものとする。

(責任分担)

第19条 事業の実施に当たり事故が生じた場合は、北海道及び札幌市の相互の協力の下、問題の解決に当たらなければならない。

附 則

この規約は、平成28年7月20日から施行する。

附 則 (令和2年7月22日改正)

この規約は、令和2年7月22日から施行する。

附 則 (令和3年4月5日改正)

この規約は、令和3年4月5日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日改正)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月26日改正)

この規約は、令和5年6月26日から施行する。

別表1

名 称	構 成 員
北海道	経済部経済企画局国際経済担当局長
札幌市	経済観光局産業振興部長 経済戦略推進部長